

消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱

平成21年9月1日

消費者安全情報総括官会議申合せ

本要綱は、「消費者安全情報総括官について」（平成21年9月1日関係府省庁局長申合せ）に基づく、食品等の摂取、並びに製品、施設及び役務の利用等によって消費者の生命又は身体に生ずる被害（以下「消費者被害」という。）に関する緊急事態等が発生した場合の対応（以下「緊急時対応」という。）の具体的内容について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成15年11月21日閣議決定）及び「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）と適切に連携しつつ活用することとする。

1 緊急時対応の基本方針

緊急時対応については、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下に、消費者庁及び関係府省庁相互に十分な連絡及び連携を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めることとする。

2 定義

- (1) 本要綱において、重要事案とは、消費者被害が重大である事案その他社会的影響が大きい事案など、食品等の摂取、並びに製品、施設及び役務の利用等を通じて、消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある事案とする。
- (2) 本要綱において、緊急事態とは、重要事案について、事案の性質が明らかでない事案、被害拡大防止の方策が明らかでない事案等であり、消費者の安全の確保の観点から、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要な事態とする。

3 情報連絡体制の整備

(1) 緊急事態が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制をとることができるよう、消費者庁及び関係府省庁は、担当者名簿を共有するなど、平時から、消費者安全情報総括官を中心として、消費者被害に関する情報等（以下「情報」という。）の相互に緊密な交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、消費者庁及び関係府省庁の担当部署は、次に掲げるとおりとするが、必要に応じ追加できるものとする。

- 消費者庁消費者安全課
- 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- 警察庁刑事局捜査第一課
- 総務省地域力創造グループ地域政策課
- 総務省消防庁総務課
- 文部科学省大臣官房総務課
- 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室
- 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課
- 経済産業省商務流通グループ製品安全課
- 国土交通省総合政策局安心生活政策課

(2) 消費者安全情報総括官は、自らが東京及びその周辺地域を離れる場合などには代理で対応できるようあらかじめ調整しておくなど、平時からいかなる時にも対応が可能な体制を整備しておくこととする。

4 緊急事態等における対応

(1) 消費者安全情報総括官は、重要事案に係る情報を認知した場合には、消費者安全情報総括官である消費者庁次長に速やかに通報する。

(2) 消費者庁次長は自ら重要事案に係る情報を認知し、又は重要事案に係る情報の通報を受けた場合には、必要に応じ、内閣府特命担当大臣（消費者）（内閣府特命担当大臣（消費者））が対

応できない場合には、内閣府担当副大臣又は担当大臣政務官。
以下同じ。)へ迅速に報告を行うこととする。

- (3) 内閣府特命担当大臣（消費者）は、報告を受けた事案が緊急事態に相当するおそれがある又は緊急事態以外においても社会的影響が大きいと判断する場合には、消費者庁次長に対して、当該事案にかかる迅速かつ適切な情報の収集、整理・分析、共有を行うための体制を整えるよう指示する。
- (4) 内閣府特命担当大臣（消費者）は、報告を受けた事案が緊急事態に当たると判断する場合には、当該緊急事態に関わる府省庁の消費者安全情報総括官を招集のうえ、消費者安全情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うこととする。
ただし、消費者安全情報総括官は、(1)の規定により消費者庁次長へ報告する重要事案について、緊急時対応が必要であると考えられる場合には、その旨を消費者庁次長に伝え、消費者安全情報総括官会議の開催を求めることができる。この場合、当該消費者安全情報総括官は、他の当該緊急事態に関わる府省庁等の消費者安全情報総括官にも迅速な第一報の通報を行うこととする。
- (5) 内閣府特命担当大臣（消費者）は、(4)に規定する消費者安全情報総括官会議での情報の収集・分析を踏まえて、必要に応じ、内閣官房長官及び関係大臣等と協議の上速やかに対応を行うこととする。緊急時対応は、被害の発生又は拡大の防止の観点から、事案に応じて、消費者への情報提供、回収、新規流通の防止、原因究明、それを踏まえた改善措置等を適切に組合せ、消費者庁及び関係府省庁が連携・協力して講ずることとする。
- (6) 消費者庁及び関係府省庁は、消費者安全情報総括官を中心として、それぞれが個々に定める緊急時対応に関するマニュアル等に基づき、迅速かつ適切に緊急時対応を行うこととする。

5 情報の流れ

(1) 情報の収集・共有等

- ① 消費者庁及び関係府省庁は、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から直接に、又は報道若しくはインターネット等を通じて、広く国内外における情報を収集することとする。また、収集した情報については、整理及び分析を行い、その結果に基づき、重要事案に係る情報を認知した場合には、当該重要事案に関わる消費者安全情報総括官を中心として、相互に情報の共有を図ることとする。
- ② 本要綱により、共有する情報については、消費者庁及び関係府省庁において消費者安全法第12条を踏まえた整理を行うこととする。
- ③ 消費者庁及び関係府省庁は、緊急事態が発生した場合には、他府省庁、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、速やかに関連する情報を収集することとする。

(2) 情報の提供

- ① 消費者庁及び関係府省庁は、緊急事態が発生した場合には、被害の発生又は拡大を防止することが最優先であるという観点から、緊急事態の発生及び政府の対応に係る情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民にこれを提供することとする。

なお、当該情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等について、相互間で十分に調整を図ることとする。

- ② 消費者庁及び関係府省庁は、緊急事態が発生した場合には、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。
- ③ 消費者庁又は関係府省庁は、4(3)の規定を踏まえ、緊急事態以外においても社会的影響が大きいと判断される場合には、適宜取りまとめ概要等を公表することとする。

6 緊急事態等への対応後の体制

(1) 体制の継続

消費者庁及び関係府省庁は、内閣府特命担当大臣（消費者）の判断のもと、政府一体となった緊急時対応が必要な事態が継続している場合、引き続き府省庁間での緊密な連携・協力を図る体制をとる（「警戒体制」という。）。

消費者庁及び関係府省庁は、内閣府特命担当大臣（消費者）の判断のもと、緊急時対応が概ね終了し、被害拡大は見込まれないものの、同種・類似事案の発生の可能性が解消されていない場合、必要な連絡体制をとる（「注意体制」という。）。

（２）体制の解除（平常体制）

消費者庁及び関係府省庁は、内閣府特命担当大臣（消費者）の判断のもと、緊急時対応の実施、事業者による自主的取組等によって、当該事案に関する消費者安全の確保が図られていると判断される場合、連携、連絡等に係る体制を解除する。

（３）向後の取組

消費者庁及び関係府省庁は、同種・類似事案の発生防止の観点から、緊急時対応を講じた事案に関する原因究明、改善措置等に係る情報の共有を図る。

7 その他

（１）消費者安全情報総括官会議の事務局は、消費者庁消費者安全課が関係府省庁の協力を得て担当することとする。

（２）本要綱は、平成21年9月1日に効力を生ずる。また、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」（平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議申合せ）及び「消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱」（平成20年9月10日消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ）は、同日をもって廃止する。